

## 秋田県と損害保険ジャパン株式会社との包括連携協定書

秋田県（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、地方創生及びSDGsの推進に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 誰もが活躍できる社会の実現に関すること
- (2) 結婚・子育て支援に関すること
- (3) 安全・安心なまちづくりに関すること
- (4) 地域社会の活性化に関すること
- (5) その他、地方創生やSDGsに関すること

2 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

3 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社に実施させることができる。

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1カ月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1カ月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

### （協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更することができるものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定の締結および実施において知り得た他の当事者の秘密事項

を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

### （その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年8月2日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県知事



乙 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号  
損害保険ジャパン株式会社  
取締役社長

